

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 21日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 静岡県富士宮市長貫699番地の1

氏 名 静甲工業株式会社

代表取締役 小川 隆

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 0544-65-1000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静甲工業株式会社 南部工場		
事業場の所在地	山梨県南巨摩郡南部町十島字行摩2450		
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	砕石業	[産業分類No. 2181]	
② 事業の規模	製造品出荷額 3,490万円		
③ 従業員数	29名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【発生源】	【廃棄物】	【処理・処分】
	製砂製造過程→污水处理工程→無機性汚泥→脱水汚泥施設→埋立処分(管理型)		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)	総括責任者	工場長	
	廃棄物処理担当者	廃棄物処理責任者 (正)	廃棄物処理責任者 (副)
	汚水処理プラント	プラント管理者	
	総括責任者のもと、廃棄物担当者の責任において廃棄物の管理を徹底し、生活環境に影響が生じないよう廃棄物の適正処理に努める。また、廃棄物の種類・発生状況・処理方法・処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行う。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	10,504 t	t
	(これまでに実施した取組) 当工場から発生する産業廃棄物は、採取した原石を破砕機等により破砕し水洗分別した際生ずる汚水を処理した後に発生する無機性汚泥である。汚泥は事業場内で埋立処分している為、排出抑制・再生利用の拡大等に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	16,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現在、脱水汚泥等を他地域に搬出し、埋め立て処分する場所の確保が難しく、経営を圧迫する要因となってくる。従って再生利用の強化が必要となっている。現在業界でも再生利用の普及に努力しており、当工場においても積極的に推進する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	10,504 t	t
	（これまでに実施した取組） 排出抑制・再生利用の拡大等に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	16,000 t	t
	（これまでに実施した取組） 現在業界でも再生利用の普及に努力しており、当工場においても積極的に推進する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	（これまでに実施した取組）		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本産業標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入する事が出来ないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。